

## 信州パーキング・パーミット制度に関するQ&A

### 利用証・交付対象者について

**Q 1 利用証がないと駐車できないのか。**

A 1 障がい者等用駐車区画は、障がい等により歩行が困難な方のための区画であり、利用証がなくても駐車することはできます。しかし、外見だけでは対象者であることが判別されにくいケースも多いことから、当該駐車区画の利用対象者を明確にして県が利用証を交付する制度を導入しました。利用者と施設管理者の両方に分かりやすい仕組みですので、利用証の交付を受けていただくようお願いします。

**Q 2 車いすマークのステッカーなどを貼っていれば、利用証がなくても止められるのか。**

A 2 車いすマークは、障がいのある人が利用できる建物等であることを表す世界共通のシンボルマークで、車いす使用者が乗車していることを示すマークではありません。また、このマークはカー用品店などで誰でも簡単に入手できます。対象者は、県が交付する利用証を受けていただくようお願いします。

**Q 3 「駐車禁止除外指定車標章」で、本制度の対象駐車場は利用可能か。**

A 3 駐車禁止除外指定車標章の対象者も歩行困難な方であり、本制度の対象者を含んでいますが、制度が異なるため、改めて申請をお願いします。

**Q 4 対象者であるが、利用証を申請しない者への対応はどうするのか。**

A 4 申請を強要するものではありませんが、駐車区画を必要とする方が利用しやすくすることを目的とした制度ですので、対象者には利用証の交付を受けていただくようお願いします。

**Q 5 運転免許証を持っていなくても利用対象者に該当するか。**

A 5 交付基準に該当する者が自動車に乗車する際に、駐車区画を必要とする場合は、利用証の交付対象者となります。必要な場合は、年齢や免許の有無にかかわらず、対象者本人の名前で申請をお願いします。

**Q 6 知的、精神、発達、要介護等は、介助者が運転することになるだろうが、運転者に利用証を発行できないか。**

A 6 介助者に対して利用証を発行すると、対象者が同乗していないときにも使用できると誤解されやすいことから、対象者の申請によって利用証を発行することとしています。なお、介助者による代理申請は可能です。

**Q 7 発達障がい者の交付基準に「歩行に介助者等の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者」とあるが、療育機関等とは。**

A 7 発達障がい児の通所支援施設や事業所等です。

**Q 8 身体状況によって駐車区画を必要とする方は様々であるため、手帳の判断のみではなく、個々人の実情に合わせて利用証の交付を可能としてほしい。**

A 8 利用証の交付基準に該当しなくても歩行が困難な状況にあり、障がい者等用駐車区画への駐車が必要な方については、医師の診断書を添付して交付申請をお願いします。